

平成 30 年度版

川之江奨学会奨学生（予約）募集のしおり

公益財団法人川之江奨学会

川之江奨学会奨学生（予約）志望のしおり

公益財団法人 川之江奨学会

公益財団法人川之江奨学会では、学術優秀な学生及び生徒で経済的理由により、就学が困難な者に対して奨学援護を行い、もって社会有用な人材の育成に寄与することを目的に、奨学金及び入学準備金の貸付事業を行っています。奨学金及び入学準備金の貸与を希望する者は、川之江奨学会奨学規程及び入学準備金貸付規程に基づき、選考のうえで奨学生として採用されることとなります。

◎ 出願者の資格

四国中央市に居住する者の子弟であって、高等学校以上の学校に在学し、学術優秀、品行方正で、学資の支弁が困難と認められる者。

◎ 奨学生等貸与額及び貸与期間

(1) 奨学生

高等学校，高等専門学校奨学生 月 額 10,000円

大学（短大・専門学校）奨学生 月 額 25,000円

貸与期間は、平成30年4月から正規の修学期間（医学部または薬学部等正規の修学期間が6年の場合はその期間 ただし、大学院は除く）

(2) 入学準備金

高等学校，高等専門学校入学者 1人につき 100,000円

大学（短大・専門学校）入学者 1人につき 200,000円

貸与期日は入学確定後となります。

◎ 採用予定人数

高等学校，高等専門学校奨学生 約 2名以内

大学（短大・専門学校）奨学生 約 25名以内

高校入学準備金貸与生 約 2名以内

大学入学準備金貸与生 約 3名以内

◎ 出願手続

川之江奨学会で定めた願書に必要事項を記入し、市内の中学校・高等学校在学中の者は、学校で定める期日までに学校へ提出すること。それ以外の方は、平成30年1月15日（月）までに四国中央市教育委員会事務局に提出すること。

大学等に在学中で、2年生以上の方は、在学証明書と前年度の成績証明書を、1年生の方は、在学証明書と高等学校の成績証明書を併せて提出すること。

所得のある世帯全員についての所得証明書を添付すること。

（市民窓口センターで「奨学金用」の所得証明書を取得してください。）

◎ 推薦と選考

- (1) 市内及び市外の中学校・高等学校では、願書、学業成績その他の資料をもとにして、奨学生として適格な者を川之江奨学会に推薦することとなります。
※ 大学等に在学中の場合は、高等学校からの推薦は不要です。
- (2) 川之江奨学会では学校の推薦調書、本人の願書などを比較検討し、選考委員会を開いて適格度の高い者から採用内定者または補充候補者（補欠）を決定します。

◎ 採否決定の時期

- (1) 採用の内定を決定したときは、市内の中学校・高等学校在学中の者は、学校長及び本人に通知し、市外及び大学等在学中の者は、本人にのみ通知します。
- (2) 内定者は合格決定後、合格通知書と誓約書等を川之江奨学会へ提出し、受理後正式に奨学生として採用されます。
※ 提出時に奨学金貸与にあたっての重要事項確認のため、親権者同伴の面談を行います。

◎ 返還の義務

奨学金は学資として貸与するものですから、卒業後必ず返還をしなければなりません。卒業後の就職、進学、その他について何ら制約はありません。返還は、貸与を受けた奨学金または入学準備金の全額を年賦、半年賦、月賦の方法で返還することとなります。（※返還には利息はかかりませんが、郵便局での支払いでは、手数料がかかります。）

- (1) 奨学金は貸与を終了した後、高等学校にあたっては6ヵ年、短大は4ヵ年、大学は8ヵ年（修学年数の倍の年数、ただし修学年数が6年の学部〔薬学・医学等〕の場合は12年とする）以内に返還することとなります。
- (2) 入学準備金は、卒業（中途退学）後、高等学校にあたっては3ヵ年、短大は2ヵ年、大学にあたっては4ヵ年以内に返還することとなります。
- (3) 奨学生または奨学生であった者が、奨学金、入学準備金の償還完了前に死亡した時、または進学、疾病等により返還が困難な時は、所定の手続きにより免除または一定の期間の猶予が受けられます。
- (4) 口座振替による返還はできません。お支払いは、最寄りの郵便局または市教育委員会窓口にて行っていただくこととなります。

願書の記入注意

願書は選考上の大切な資料ですからありのままを詳しく書くことにより不利になることはありません。事実と違ったことを記入し、又は指示されていることを記入していないと選考から除外となり、採用されても取り消されることがあります。

- ①～② ・『氏名』欄にはふりがな『年齢』欄は出願時の満年齢を記入して下さい。
- ③～④ ・『本籍』欄は県名を記入し、『保護者の現住所』と電話番号（呼出の場合は相手方の氏を記入）を記入してください。
- ⑤～⑥ ・『在学学校』・『進学志望校』の欄は学科名まで記入してください。就学年数を必ず記入してください。なお、『進学志望校』は記入の学校以外へやむを得ず進学されても差し支えありません。
- ⑦ ・『日本学生支援機構その他本会以外の育英資金借入の有無』欄は、願書提出中を含め、いずれかを○で囲んでください。「有」に○をした場合は、その「奨学金の団体名」を記載してください。
- ⑧ 1. 『家族及び所得』の欄は、就学者を除く家族と就学者に分けて記入してください。
 - ア. 同一住居に居住し、生計を一にするものはすべて記入してください。
 - イ. 次の場合は同一の住居に居住していなくても、同一世帯（家族）とします。
 - （ア）父母または父母に準じて家計を支えている者が出稼ぎとか勤務地の関係で一時的に別居しているとき。
 - （イ）本来、居住を一にすべき者が、就学または病気療養のため一時別居しているとき。
- 2. 『続柄』の欄は、出願者本人からみた関係を記入してください。
- 3. 『年齢』の欄は、出願時の満年齢を記入してください。
- 4. 『職業・勤務先・職名』の欄は、具体的に記入してください。
- 5. 『在学学校名』の欄は、（私・県・国）立〇〇学校、〇〇大学と記入してください。
- 6. 『学年』の欄は、出願時の学年を記入してください。
- 7. 『給与所得の収入年額（税込）』の欄は、給料賃金、役員報酬、専従者給与、年金、恩給、扶助料等の前年（1月から12月まで）の収入額を記入してください。

なお、同一人で二つ以上の給与所得がある場合は、合算して記入してください。

8. 『給与所得以外の所得年額（税込）』の欄は、農業、商業、工業、その他給与所得によらない所得者の前年（1月から12月まで）の総収入年額から必要経費を差引いた金額を記入してください。（内職を含む。）
9. 同一人で給与所得と給与所得以外の所得がある場合それぞれの該当欄に前記の要領で記入してください。
10. 出願時の職業と前年（1月から12月まで）の職業（収入形態）とが異なる場合は、出願時の1ヶ月の収入をもとにして1年間の収入を推計して前記の要領でそれぞれの該当欄に記入してください。
11. 『他からの援助』の欄は、経常的に同一世帯外からの援助があればその金額を記入してください。
12. 『父、死亡・生別・無職の場合』の欄は、1・2・3にそれぞれ記入してください。
13. 『身体障がい・長期療養者氏名』の欄は、該当者がいる場合は記入してください。家族の総所得額から別途査定による特別控除がありません。

⑨

- ・『家庭事情』の欄は、家計の支持者が別居しているとか、家の生活が苦しく就学ができそうにない事情とか、収入がほとんどないのに生活費をどうしているのか、などについてできるだけ詳しく記入してください。

右ページ

- ※ 連帯保証人は親権者以外の人で、かつ、連帯保証人2名のうち1名は市内在住者を記入してください。（2名とも市内在住者でも可。）
- ※ 連帯保証人2名は、別世帯のこと。
- ※ 連帯保証人については、上記のとおりとし、「例外は認めません」ので願書作成時には、ご注意ください。

※当法人の奨学金は、「無利息」です。貸与された元本のみ返還していただきます。また、他の奨学金制度と併用して貸与を受けることもできます。

このしおりについての問い合わせは、

四国中央市三島宮川4丁目6番55号

公益財団法人川之江奨学会（四国中央市教育委員会内事務局）

電話番号 28-6044 まで問い合わせください。